

令和2年9月10日
気象庁地震火山部

お知らせ

～緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関する
ガイドラインの一部改正について～

当庁は、高層ビルなどを揺らす長周期地震動の大きさの予想を地震動予報業務許可事業者が行う事が可能となるよう、気象業務法施行規則の一部を改正し9月24日に施行いたします。
これに伴い、標記ガイドラインを一部改正しましたので、お知らせします。

【資料ダウンロード URL】

<https://www.data.jma.go.jp/svd/eew/data/nc/katsuyou/receive.html#yohou>

本件担当：気象庁地震火山部地震津波監視課地震津波防災対策室 吉川、古謝、竹本 03-3212-8341（内線 4556、4550）
--